横芝広報
この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

＜納税＞

9月は　固定資産税　国民健康保険税　有線放送使用料

10月は　町県民税　国民健康保険税

それぞれ期日までに納めましょう

税すみて　何の気がねも　ない世帯

農地買収に対する給付金について

農地法によって、土地を買上げられた方々に支給されることになった給付金についてその概要を申述べて見ます。

○資格者＝農地を一畝以上買収された者、遺族、承継人となっております。

○給付額＝一畝歩以上～一反未満は一率に一万円、一反以上～一町以下は端数切捨て反当二万円、一町をこえ二町以下は同方法で、反当一万円、二町をこえ三町以下反当六千円、三町をこえる分には反当二千円で、最高限度百万円となっております。例えば、支給面積五三反として見ると、別表のようになります。

別表

2万円×10反＝20万円	
1万円×10反＝10万円	
6千円×10反＝6万円	
2千円×23反＝4万6千円	
計	53反＝40万6千円

という訳です。

○支給申請＝現住地の町村長を経由することになっていますので、横芝では役場に来て手続きをされる訳ですが、用紙も産業課にありますので、詳しい点等も役場でおたずねされるようおすすめします。

遺族、承継者の条件や順序もいろいろ規定がありますので、何れにしましても、該当されると思われる方は、一度役場産業課の窓口において下さい。

千葉県広域消防相互応援協定に横芝も加入

近年の引火性物資の市場進出と、これに伴なう工場の発展は、災害の様相を遂次大型化しつつある。今まで隣接町村程度で援助し合っていた消防作業も、相当広範囲の援護が必要となり、最近の機動力を持つ消防組織では、それが可能となって来た。

そこで、千葉県では、県下市町村が一丸となって〃広域消防相互応援協定を締結して実施に移ることになった。横芝町でもこれに加入して、七月十九日から効力を発生させている。因みに山武郡下は全部加入している他、光町、野栄町、多古町等を含む八十五市町村も相互援護の協定を結んでいる。

十月一日実施の国勢調査員は次の方々です

前号でお知らせしてありますが今年度の国勢調査員が決まりました。次に掲げる方々が皆様のお宅に伺って、調査にあたることになりますので、宜しく御支援を、お願いいたします。（調査区順に掲載）

（中台）伊藤徳一、鈴木繁雄　稲垣進（小蕉）土屋輝雄（谷台）鈴木泰治（木戸台）佐久間淳、大木浩、大田実、（姥山）伊藤利雄、（遠山）五木田一、（長倉）柳橋保、石坂光徳（取立）河野恒久、（寺方）瀬理浩、（小堤）伊藤正一郎、（曾根台）浅野洋、（於幾）奈良頼母、（坂田）寺田繁、（両国新田）桜井晃、（古川）関正己、（上町）片山幸道、荻原弦、古谷武雄、藤代忠夫、大藤竜太郎、渡辺清、（老人ホーム）市原利清（本町）伊藤光一、関晃治、田中忠治、髭鯛信雄、本橋博（精神病院）伊藤正喜、（東町）越川辰男、小川元康、若梅和義、堀田寿克、高宮昭、大野博、高須重治、倉島尚正（栗山）鈴木富士男、鈴木重雄、小沢英枝、若梅昭、五木田広、伊藤精市、田島徳二郎（鳥喰）中沢俊一、市原康男、越川武彦、大木正信、市原文夫、伊能央、（北清水）伊藤裕之、川島忠敏、川島一良、伊藤幸夫、斎藤重宏、間庭晃、一の瀬孝次、小関宏、海保武夫、海保貞夫。

以上七二名の各氏

国民年金加入者の皆様におしらせ!!

これまで、国民年金加入者の方が、住所を変更されますと、新らしく移転した住所地の市役所か町村役場等に、住所変更の届を出すことになっていましたが、八月一日からは、住民登録と国民年金加入者の住所変更届が一本化されるようになりました。このため、住民登録をされるときに、国民年金手帳を提出すれば、同時に国民年金の住所変更届がすむようになったのです。ですから、住民登録をされる（転入者は、必らず住民登録をすることに規定されています）ときには、忘れず国民年金手帳を持参して下さい。

尚、福祉年金受給権者及その家族の方々におしらせをいたします。福祉年金を郵便局から受取るとき、その請求書は、本人又は委任された人が署名捺印するのが原則です。ところが、御不自由な軀のため、郵便局の窓口や、役場の窓口に代筆を依頼される方が相当数あり、窓口に事務に支障を来したり、又取扱いが現金に直結するため、思い掛けない誤解や間違いの因となりますので、今後は、必らず本人或いは、家族の方々が署名捺印されるようお願いいたします。これは決して、郵便局や役場が不親切なためではなく、皆様の大切な福祉年金の受給に間違いを起さないための措置でありますので、宜しく御了解下さい。

次は福祉年金額が改訂されました

かねて、厚生省と大蔵省で審議検討中であった福祉年金額が次のように改訂されました、或福祉主事が「私の恣願は私の仕事が必要でなくなることだ」と述懐されたというが、福祉国家としての完成に近づく第一歩として喜ばしい限りである。

改訂の年月日
昭和四十年九月一日

旧額	新額
一三二〇〇円	一五六〇〇円
一五六〇〇円	一八〇〇〇円（老令） （母子）
二一六〇〇円	二四〇〇〇円（障害）

昭和四十年第四回臨時会—議会だより—

（昭和四十年七月二十四日付、昭和四十年七月二十八日午後二時召集のもの）第一号

式会社升の内組と契約を締結額三千五百六拾万円也を、株二階建、六五一平方メートル＝一九七、二七五坪＝契約金

議案、横芝小学校危険校舎改築工事請負契約締結について、（横芝小学校危険校舎改築工事、鉄筋コンクリート造を審議可決。

築工事するもの、完成期日は四十一年一月十五日限）以上の議件

●交通安全協会だより

（横芝町交通安全協会では）警察官幹部派出所等の指導で町の交通事故防止に努めているが、去る八月十日の交通安全日には、千葉交通から派遣された車掌さんの美声を借りて、町内各所を宣伝カーで、事故防止のPRをして廻った。

○酒のみ運転は止めましょう

○人は右、車は左の対面交通を守りましょう。

○無理な追越しや、スピードの出しすぎは止めましょう

○十字路や踏切りは、左右を確認してから渡りましょう

○路上駐車は止めましょう

以上が宣伝カーから呼かけが行なわれた注意事項であるが、此の宣伝カーに便乗した広報係の街頭録音で、或東京方面から来た運転者は、「路上駐車と、道路上に店の品物を並べてある所が非常に此の町は多い」と指摘しておりましたが、お互いに気をつけていただきたいと思います。

（稲の小染かけは、前方の見通しが利くように）

小染がけの最中です。収穫が重なるにつけて、だんだん道路を塞いできます。有線放送でも、小染掛の先端は、道路から六メートル位離して、通しを良くして欲しい、とお願いしてある筈です。自動耕転機等の多くなった最近、お互いの為、注意しあいましょう。

（道路に草をすてないで!）

田畑の雑草を除いて、道路に捨ててあるのを見かける。耕転機の車輪にこれがからんで、大負傷をした例もありますが、又グレーダーの作業を妨げています、これもお互いに気をつけて下さい。

交通安全に協力、自しゅくをした、横芝祇園祭り

横芝の祇園は七月十二、三の両日行なわれ、子供みこしや手踊り行列がねり歩いたが、交通事故防止に協力する子供達は、お兄さんの指導で、整然と行動をとって通行中の自動車やオートバイも、頼母し気に手を振って行くという風景が目についた。

九月二十五日　十月　四日　は
全国秋の交通安全旬間
です、いまいちど、交通事故の恐ろしさを振返って見ましょう。

10月1日は国勢調査の日

—— 申告に協力を ——

混雑時間を空地自しゅくして、自て過す夏祭りの子供達

ふる里の話題（四）

＜史談会員　伊藤一男寄＞

井田因幡守十一代の孫
平三郎好徳辞世と絶筆

兼ねてより
思い定めて　君のため
かくなれば
こそ
武士の道

好徳書

井田文書には、同年十二月二十一日付の足利晴氏の感状が残っており、千葉介昌胤も書状をもって軍備の強化を下命している。天文八年八月二十三日、台城主千方民部の御台殿様。過去帳には、井田氏の女と記されている。明応九年（一、三三五）の生れで友胤の姉にあたる人であるらしい。井田氏は、小池、大台の二城で五千石余りを領し、四隣に勇名を轟かせていた模様が伺える。

三谷氏は、世々千葉氏の宿将で坂田城の守備に任していたが、一時千葉氏の威勢が衰えるとこれに離叛して安房里見氏に通じ、里見氏の北上に伴ない、三谷氏は各地に侵略の兵を進めた。

弘治元年、友胤は「坂田城主無道に及ぶ、仍って城主を討って城郭知行分を掠取せよ、異議なく被下」という氏政の命によって、三谷信慈追討の兵を挙げた。

朝霧に濡れ、山路を坂田郷へと兵を進め、和田氏の援助を受けて小堤の砦を撃破する。坂田城の外郭に迫ったが、堅堅にして微動だにせず、逆に城より射注ぐ矢弾に、退去することを余儀なくされた。

その年閏十月十八日、三谷大膳信慈は金光寺に参詣、その街道は大台城下を通る。三万石の威風は井田氏の兵を寄せ付けず、隊伍整然として城下を往く、因幡守徹をとばして配下を宝馬野に集結、飯櫃の城に援軍要請の早馬を送る……参詣を済ませた三谷大膳の一行は、井田、山室の連合軍に包囲され、破れて金光寺に走る。追討つ一兵の放った炎は野の芒を焼き、名刹金光寺の大伽藍をも飲込んでしまった。血路を開いて脱出はしたものの、手傷深かく、遂に大膳信慈は朝倉に於て自刃して果つる。

弘治二年七月、井田因幡守昌堅にして徹動だにせず、逆に城より射注ぐ矢弾に、退去することを余儀なくされた。

永禄八年（一五六六）正月、里見義弘兵を挙げ鴻台に北条氏と戦う、井田氏、北条勢として参陣、翌永禄九年三月九日友胤歿す。光台院殿大慶成運大居士と称号す。寺方光台寺を菩提処とする。因幡守胤徳は氏政に仕え、北条版図の拡大に尽し各地に転戦した。

元亀二年（一五七一）上杉謙信は里見、佐竹と連合し、古河公方藤氏（ふじうじ）の弟藤政（ふじまさ）を古河に入府せんと図る。更に翌年の正月、利根川に北条の軍と対陣する。この時因幡守は氏政の命を受け常陸牛久に討て出て備えて守り固くし、時には土浦附近までも兵を進めている。

天正二年（一五七四）七月、坂田城の家老職神保長門守泰宗が小堤砦で歿す、法号、月原に馳せ参じた。

天正十八年（一五九〇）七月、数十万の豊臣氏の軍兵で落城した。土塁は崩れ、櫓は炎上し廃墟と化したのである。

城主、井田因幡守胤徳は常陸水戸に走り、徳川氏に仕えたが慶長十七年（一六一二）十二月九日歿した。法号、天蕗城賢大居士。

文久年間、水戸藩徒歩士目付、井田因幡守十一代の後胤平三郎好徳は、坂田郷を訪れ霊通寺に於いて三百年祭の大法要を営んだと聞く。

（井田氏の研究、坂田城戦史より）

「豊臣の軍勢房州に来る」の報伝わるや、川代伊賀守は、松ヶ谷城に兵を挙げ、坂田城に迫った。折から相州派兵のため無防備に寄しかった坂田城は、武射の要衝というには余りにも無惨な敗れようで、

類之条依而感浩如件」という氏政の感状が残っている。

戦国時代も末期に近づき、豊臣氏の勢力が関東にまで波及し始めた。氏政は坂東の諸将に檄をとばし、諸処の要害に人数を配り、或いは小田原に召集した。

西軍動揺の報に千葉氏も被害八千騎を擁して参府。因幡守も軍兵三百騎を従えて小田原に馳せ参じた。

天正十八年（一五九〇）七月、数十万の豊臣氏の軍兵で相州の山野は埋まった。小田原城の籠城の策戦も相次ぐ謀判によって破れ、氏政の自刃によって小田原の役は終幕となった。世に云う、いろは落し、という房総平定が始まったのは、これより二ヶ月前からのことであった。

県政ニュースになる

横芝町愛の献血運動

本紙七月発行の〝寸言〟欄で紹介した愛の献血運動は、予想以上の協力があり、献血希望者は、百五十余名に及んだ。

県では、薬務課及県民室の企画で、横芝町の献血状況を県政ニュースに収録するため、七月二十六、七の両日にわたり撮影に来庁した。封切公開されるのは、九月下旬ということであるが、県下に公開されるニュース映画に、私達の見慣れた町の風景や、人々が現われて、愛の献血に協力する様子が見られるのは、何か誇らしいものがある。

⊙ある交通事故から

ある暑い夏の午後－由美子は車にはねられた。強い衝撃だった。道路の中央に倒れて恥かしさに立とうとしたが、痛さのため気を失った。……

……再び気がついたときは手術台の上に載っていた。……輸血用のビンがかすかに目についた。

×　×　×

退院の日、医師が暖かく送ってくれたが、その時「輸血が間に合ってよかったね」といわれた言葉が強く胸にひびいた。枕元では、お母さんが献血手帳を示しながら、ニッコリ、とほほえんでいた。……

……以来由美子さんは、毎年退院した此の日に献血を行なっている。そして友人や同僚にも献血の有意義を説いているという。

わーすごい　僕のお母さんも献血をするんだねー

上堺公民館前で

国保の届出

これだけは、必らず守って下さい

国民健康保険法に「被保険者に異動事項が生じたときは十日以内にその旨を届出ること」と規定されています。

しかし、なかなか、これが守られず、保険金（皆さんにお払いする助産費、葬祭費、育児手当等の支給や、医師に支払う医療費等）の支払いに支障を来しておりますので、次のような場合には、必らず届出を忘れないように注意をお願いいたします。

◎住民検診は十月二十一日から十一月四日までです

病気の早期発見完全治療に努ましょう

○他の町村から転入して来たとき、又転出したとき、

○新らしい公的年金（動人になって厚生年金等）に加入したとき、

○出産、婚姻、離婚、死亡等の家族異動のあったとき

（特にこれは、直接保険金給付に関係がありますので急いで手続を行なって下さい）

以上手続きが面倒と思われる方は、印鑑と保険証を持って来て下されば、係が代筆いたしますので、遠慮なく御申出で下さい。

◇　◇　◇　◇

農業委員会委員選挙終る

新一二再三

横芝町農業委員会委員の選挙は、八月二十五日執行され、有権者数四、三八八名、投票者数三八〇九で投票率は八六、八％という結果であった。

当選委員の氏名は、次の通り。

（順序届出順）伊野歓朗（遠山）五木田一（遠山）川島裏次（新島）小柳奨（上町）早川登蔵（屋形）小池知夫（長倉）菅行雄（屋形）大木幹雄（牛熊）嘉瀬惣一郎（鳥新）若梅久（栗山）伊藤巌（木戸台）斎藤寛治（清水東）桜井敏雄（於幾）伊藤武好（清水雁野）実川泰一（三木松）

懸案の国道問題

改補修決る　県道も

鶴首していた国道問題も〝舗装道路は後まわし〟という国の方針に、やや期待外れの感が有ったが、町関係の努力が実り此の程、本年度の改補修計画が次の通り提示された、県道関係も含めておしらせする。

① 新国道は、警察＝栗山川間八〇〇㍍

② 東町地先側溝補修、駅前十字路＝栗山川間、下側約三〇〇㍍

③ 町原地先、大総小前舗装

④ 寺方地先、振子坂、側溝取付、約四〇〇㍍

⑤ 寺方地先　舗装工事、約三〇〇㍍

⑥ 坂田地先一五〇㍍

⑦ 新島＝屋形地先舗装及改良工事　約二〇〇㍍

⑧ 屋形木戸橋をコンクリート橋に架替工事。

遺言（ゆいごん）

ゆいごんは、遺言と書き、法律上は「いごん」と読んでいます。しかし、今日は「ゆいごん」と慣例によって読んで下さい。

さて、家庭裁判所で取り扱う遺産の紛争事件は、年々増えています、このなかには、生前、はっきりした遺言をしておけば、死後にもめごとが起こらなかっただろうと思われる例が、かなりあります。また、せっかく遺言しても、法律で定められている形式を守っていなかったり、内容が適切でないために、相続人の間に、争いを起すようなことが出来ています。

遺言するときに、いちばん大切なことは、なんといっても、その心構えです。あまりにも不公平な内容であったり、一時の感情で遺言をしますと、思いがけない争いが起きます。たとえば相続人のうちの誰かひとりだけに、遺産の全部を残すような遺言をしたとしますと、ほかの相続人に、最低限度の財産を残しておかなければならない、という法律で規定されていることを、侵すことになって、外の相続人から、その財産をとりもどされるようなことが起きかねません。

そこで、たとえば農地全部を、ひとりだけに残したい場合は、外の相続人にも、山林とか生活資本を与えるような配慮をしておきたいものです。遺言をする前に、家族と相談して方針をきめ、その上で遺言書を作成するようにされることが賢明な方法といえます。

遺言書をつくるには、法律によって定められた方式によらなくてはなりません。遺言は、遺言をする人が亡くなった後に、効力をもつものですから、その人の意志を、はっきり確認できるようにすることが必要です。また遺言書は、後日の偽造等を防ぐため、原則として、本人の死後、ただちに家庭裁判所に提出して、「検認」をうけなければなりません。

このように、新民法の精神をよく知ったうえで、それぞれ家庭の事情にあわせた、適切な遺言をすれば、遺産の処理は円滑に行われて、その人の死後も、生前同様、親族は仲よく、睦じく交際が続けられるでしょう。

なお、遺言について、さらにくわしいことは、家庭裁判所の家事相談係におたずね下さい。

（総理府広報課提供）

支店新装の喜びを老人に

千葉銀の篤志

去る六月二十八日に店舗改装の落成式を行なった千葉銀行横芝支店では、落成式経費の一部と行員の方々の拠出金を併せ、〝落成式の喜びの一部です〟と一万七百円を市原老人ホーム院長に寄託して来た。〝敬老会ともなると、いろいろ心配してくれますが、ふだんから心がけて下さる気持は、ほんとうに有難いと思います。早速在院者の喜んでもらえるものに使用します〟と市原院長さんは感激していた。

危険建築物に撤去命令がありました

前号の本紙で「町内の或建物が倒壊寸前で危険である」という御注意と、県の意向等をおしらせしてありましたが其後七月三十日に、県建築課から辰川建築主事が来町して現場を検査した結果、一部の建物は「町民の方の心配される通り危険な状態であるから『知事命令による撤去命令をする』旨回報がありました。

大いに張切る　郡代表で

全官公野球県大会に駒を進めた役場職員チーム

役場職員野球部は、横小加瀬高章教諭をコーチに迎えて練習に励んでいたが、先般の全国官公庁野球大会には、山武郡下に官公庁チームを征覇し、堂々県大会に進んだ。折から高校野球銚子チーム決勝進出の噂華かなる時なので、意気天をつくの勢で茂原球場に進めた駒も、馴れない芝生のコートと、連日健斗のつかれは、借しくも、銚子機関区チームに、延長十四回の末2－1で敗れた。しかし、雨の中に、活潑に動いた延長戦は、スタンドの観客をうならせ、試合終了後も、しばし拍手が、グランドに轟いていた。

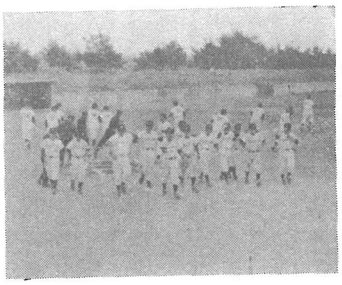

良くやったと万雷の拍手に送られて引上げてくる横芝町役場チーム

こどもに愛のひと言を!!

ひと声運動!

みなさん、今全国的に〝ひと声運動〟が進められているのをご存知でしょうか。この運動は少年のよいおこないを見た時は、ほめたり励ましたりし、またよくない行いや、あぶない遊びを見た時は、いつでも、どこでもやさしいひと声をかけて、少年たちを守っていこうとするものです。

最近は特に少年の不良化や、事故がふえていますが、この少年たちに、だれかが早く注意をしていたら、未然に防ぐことができたかもしれません。そのためにもみんなでこの「ひと声運動」に協力し、再びこのような不幸をくりかえさないようにしたいものです。その呼びかけの方法を「防犯成東」第四号で一部をみなさんにご紹介しましたが、本号でその続きをご紹介します。

一、パチンコ店等で遊んでいる十八才未満の少年をみた時は⊙「こどもがこんな所で遊んじゃダメだよ」「こんな所で遊んでいると、悪い人にねらわれるよ、早く帰った方がいいなあ」「だれといっしょにきたの？ここは十八歳未満の人は入っちゃイケナイのだよ」などと、注意しましょう。二、夜あそびをする少年を、みつけた時は⊙「もうおそいから早く帰りなさい」「君、夜あそびしてはダメだよ」「早く帰りなさい、うちの人が心配しているよ」「夜わすよ、さあ早く帰りましょう」「夜遊びは間違いを起しやすいから、早く帰りなさいよ」などと、相手の年令に応じた呼びかけをしましょう。三、よく、ロゲンカをしている少年をみかけた時は⊙「君たち、ケンカはよしなさい」「ケンカはやめて、静かに話し合ったら」「やめなさい、お互にケガでもしたらつまらないだろう」などと、声をかけましょう。四、立看板や道路標識をたおしたり、そのほか悪いいたずらをしている少年があった時は⊙「そんなことはやめた方がいいよ」「よくないなあ、そんなことをしたら」「やめなさい」「すぐやめなさい」などと、やさしくよびかけたり、強く叱ったりしましょう。五、道路で、ボール投げやチャンバラ、鬼ごっこなどの遊びをしている少年には⊙「ボールが人にあたるとあぶないよ」「人の迷惑になる遊びはやめようね」「ここは自動車が通るから、あぶないよ。むこうで遊びなさい」「ここで遊んでいるとケガをするよ」などと、事故のおそろしさを話すようにしましょう。

寸言

私と同じ動務場所で、同じ給料を受けている、勿論扶養家族も同じであるのに、他の町から通っている人の方が住民税が安い、納得出来ない。◎横芝の住民同志でも同じケースが有ったので調べて見ました処、安い、という人の方は、生命保険に加入して、相当の掛金があってその控除の適用を受けていたことが分りましたが、多分それと同じ理由だと思います。それ以来特例的な控除対象となるような災害等があったのではないでしょうか。

栗山川で魚釣をしていたところ「釣の会員券を見せろ」といわれた。町内を流れる川の魚を釣るのに金をとられるのはどうしてか。又、会員券は、いくら、で、何処で買うのか。

◎最近栗山川の魚族が減少した。一頭で一ケ月の間にニキロ余りも目方が増えた。という話です。ともあれ、他に迷惑を与えることは充分反省していただきたいものです。

係では「無記名で結構ですからその豚飼育者の住所を教へて戴きたい住所が分れば松尾保健所等と打合せて、指導勧告を行なう」といっています、宜しく御協力願います。連絡先は、厚生課衛生係宛。

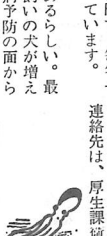

私達の町の風景や、人々が現われて、愛の献血に協力する様子が見られるのは、何か誇らしいものがある。

⊙ある交通事故から

ある暑い夏の午後－由美子は車にはねられた。強い衝撃だった。道路の中央に倒れて恥かしさに立とうとしたが、痛さのため気を失った。……

……再び気がついたときは手術台の上に載っていた。……輸血用のビンがかすかに目についた。

×　×　×

退院の日、医師が暖かく送ってくれたが、その時「輸血が間に合ってよかったね」といわれた言葉が強く胸にひびいた。枕元では、お母さんが献血手帳を示しながら、ニッコリ、とほほえんでいた。……

……以来由美子さんは、毎年退院した此の日に献血を行なっている。そして友人や同僚にも献血の有意義を説いているという。

無届の犬があるらしい。最近めっきり放飼いの犬が増えて来た。狂犬病予防の面から額は、年間三百円で、毎年一月が切替になっています。